

第2章 計画の基本理念

1 計画策定の趣旨

京都府では、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を 新京都府総合計画の基本計画の中に目標として掲げ、「京都府行動計画」を人権教育・啓発推進に係る基本的指針として、学校、地域、家庭、職域等、生涯を通じたあらゆる場面で、府民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に取り組んできました。

その結果、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、府民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められていると考えています。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても「京都府行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。

2 計画の目標及び性格等

（1）計画の目標

この計画は、「京都府行動計画」の取組を継承・発展させ、新京都府総合計画に

掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とします。

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

(2) 計画の性格

この計画は、「人権教育・啓発推進法」に基づき、京都府が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) 人権教育・啓発について

「京都府行動計画」においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

3 人権教育・啓発推進の視点

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京都府における同和教育や啓発活動、並びに「京都府行動計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかげがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点から

とらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

4 計画の推進

(1) 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2015年（平成27年）とします。

(2) 推進体制等

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての府民意識の把握に努めます。

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、第三者から評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、広域的な啓発推進の見地から市町村と連携を図って人権強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。

また、公的団体、企業、NPO等の民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

この計画の趣旨を踏まえ、府の諸施策の推進に当たっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。